

令和5年度奈良県教育委員会「幼稚園等新規採用教員研修」実施要項

1 目的

幼稚園等新規採用教員研修（以下「新任研修」という）は、公立幼稚園並びに特別支援学校の幼稚部（以下「公立幼稚園等」という。）の新規採用教員に対して、教育公務員特例法第23条及び附則第5条の規定に基づき、職務の遂行に必要な事項に関する1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

2 対象

新任研修の対象は、公立幼稚園等の新規採用教員（以下「新任教員」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 臨時的に任用された者

(2) 教諭として国立、公立又は私立の幼稚園等において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者

なお、私立幼稚園の新規採用教員にあっては、設置者又は所属長からの要請により、[3 内容等]の園外研修を受けることができるものとする。

3 内容等

研修の形態は園（校）外研修、園（校）内研修とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 方法

新任教員は原則として、園（校）における職務を担当しながら、1年間、園（校）外研修において県立教育研究所等における研修を受けるとともに、園（校）内の研修指導員等による指導及び助言による研修を受けるものとする。

(2) 日数

① 園（校）外研修の日数は年間8日間（所内研修6日、所外研修1日、幼稚園等訪問研修1日）とする。

② 園（校）内研修の日数は年間10日程度とする。

(3) 内容

① 研修内容については、適時性と系統性をもたせるとともに、園（校）内研修では新任教員の必要性等に応じて精選・重点化を図る。

② 基礎的素養、保育研究、教材研究、幼児理解、教諭の職務の遂行に必要な事項を重視する。

③ 園（校）長は、園（校）内研修の実施について、同一の市町村内における他の園（校）内研修との関連に留意するとともに、新任教員に対する園（校）全体としての協働的な指導体制を確立する。

④ 園（校）長は、研修計画の立案及び実施に当たって、保護者等の理解や協力が得られるよう配慮する。

4 運営協議会

県教育委員会が設置する奈良県教員等育成協議会をもって運営協議会に充てる。

運営協議会は次の事項等について協議する。

・全体計画

・年間研修計画

・その他、実施上の諸課題

5 研修計画

(1) 県教育委員会は、全体計画及び年間研修計画を作成する。

- (2) 全体計画は、研修種別、研修日数及び主たる内容等を定めるものとする。
- (3) 年間研修計画は、園（校）外における研修の項目及びその他の必要な事項を定めるものとする。
- (4) 県教育委員会は、全体計画及び年間研修計画について、適宜、必要な改善を行うことができるものとする。

6 年間指導計画

- (1) 公立幼稚園等の園（校）長は、全体計画及び年間研修計画に基づき、年間研修項目例を参考にし、地域や幼稚園等の実情に配慮して、当該園（校）における研修の年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画は、園（校）外における研修との関連に配慮して、年間を通して系統的、組織的な研修ができるように研修項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 公立幼稚園等の園（校）長は、新任研修の進展に応じて、年間指導計画について、適宜、必要な改善を行うことができるものとする。

7 研修指導員

- (1) 県教育委員会に、研修指導員を置くものとする。
- (2) 県教育委員会は、新任研修に伴う園（校）内の研修のために、研修指導員を公立幼稚園等に派遣するものとする。

8 実施園（校）長連絡協議会等

県教育委員会は、新任研修を円滑かつ効果的に実施するため、新任研修実施園（校）長連絡協議会及び研修指導員連絡協議会等を開催するものとする。

9 年間指導計画書及び年間指導報告書等

- (1) 当該の公立幼稚園等の園（校）長は、園（校）における年間指導計画書（別紙様式Ⅰ）及び年間指導報告書（別紙様式Ⅱ）を園（校）を所管する教育委員会又は所管課に提出するものとする。
- (2) 当該の公立幼稚園を所管する教育委員会又は所管課は、(1)の年間指導計画書及び年間指導報告書を県教育委員会に提出するものとする。

10 修了の通知

県教育委員会は、新任教員が[3 内容等]に定める研修を修了しなかったときは、県立学校の新任教員にあっては校長、公立幼稚園の新任教員にあっては当該の公立幼稚園を所管する教育委員会又は所管課に通知するものとする。

11 その他

- (1) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が定める。
- (2) 研修に係る旅費は、すべて園負担とする。